

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の届出の取下げ願い

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 4月26日

計算期間 第12期（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）

ファンド名 日興グローバル・ファンズ  
( Nikko Global Funds )

【発行者名】 S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. )

【代表者の役職氏名】 取締役 辰野温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2番  
( 2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

縦覧に供する場所 該当事項なし。

提出書類	募集事項等記載書面	
提出先	関東財務局長	
提出日	平成31年4月26日	
発行者名	S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ ( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. )	
代表者の役職氏名	取締役 辰野温	
代理人の氏名又は名称	弁護士 大西信治	
代理人の住所又は所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	日興グローバル・ファンズ ( Nikko Global Funds )	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
	エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
	ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
	オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
	不動産（REIT）ファンド	1兆円を上限とする。
	コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。	

- （注1）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- （注2）日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。
- （注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なる円貨表示がなされている場合もある。
- （注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2006年11月20日（運用開始日）から2007年10月31日までの期間を指す。

## 【有価証券届出書の取下げ】

平成31年4月26日に提出した有価証券届出書を取り下げたいのでその旨届け出ます。

### 発行者名

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. ) )

### 有価証券の種類

外国投資信託受益証券

### 取下げの理由

申込期間の記載に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書を取り下げるものであります。

## 【取下げの対象となる有価証券届出書】

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成31年4月26日  
【計算期間】 第12期（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）  
【ファンド名】 日興グローバル・ファンズ  
( Nikko Global Funds )  
【発行者名】 S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. )  
【代表者の役職氏名】 取締役 辰野温  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番  
( 2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg )  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【電話番号】 03(6212)8316  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【提出書類】	募集事項等記載書面	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年4月26日	
【発行者名】	S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ ( SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. )	
【代表者の役職氏名】	取締役 辰野温	
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西信治	
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【届出の対象とした募集(売出)】	日興グローバル・ファンズ ( Nikko Global Funds )	
【届出の対象とした募集(売出)】	日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
【外国投資信託受益証券の金額】	日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
	エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
	ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
	オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
	不動産(REIT)ファンド	1兆円を上限とする。
	コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。	

- (注1) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2) 日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なる円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということがある。)とは毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2006年11月20日(運用開始日)から2007年10月31日までの期間を指す。